⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

1）Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

2）Have Grade A or B on "provision of services" in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

3）Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening

4）Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

5）The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly

6）Not once being rejected, or under remaining denial, from the national order operations upon police request because of their practical operation by Boryokudan members or other antisocial bodies

7）Have proven to have actually prepared a service concerned or the service with performance similar to that of the services concerned

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 16:00　14 May, 2018

⑻ Time-limit for tender: 16:00　7 June, 2018

⑼ Contact point for the notice: Masako Sato, Purchase 1st Section, Contract Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1, Honcho, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan, TEL 022―225―2171 ex. 2537

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年4月11日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　津田　修一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　調達件名及び数量

河川画像装置製造据付（本局）一式（電子調達システム対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　納入期限　平成30年12月21日

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として当該入札の執行において入札執行回数は、2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システムの利用

1）本件は、競争参加資格確認申請書及び申請に際して必要な証明書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

2）電子調達システムにより参加を希望する者は、予め当該入札において使用するＩＣカードを限定し、そのシリアル番号等を支出負担行為担当官に登録させるため、確認書を提出すること。

2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造」又は「物品の販売」のうちＡ又はＢ等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑹　入札説明書及び仕様書等を3⑴1）から直接ダウンロードにより交付を受けた者、3⑴2）から直接交付を受けた者、又は、3⑴2）に送付の希望を申し出、交付を受けた者であること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付け官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑼　当該製造物品又は同等の類似品に係る製造、納入、工事のうち何れかの実績があることを証明したものであること。

⑽　当該製造物品に関し、迅速なアフターサービス及び部品の供給体制が整備されていることを証明したものであること。

3　入札説明書の交付場所等

⑴　入札説明書の交付場所

1）電子調達システムポータルサイト
https://www.geps.go.jp/

2）〒980―8602 仙台市青葉区本町3―3―1仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課購買第一係　佐藤　雅子　ＴＥＬ022―225―2171（内線2537）　ＦＡＸ022―262―8620

⑵　入札説明書の交付方法　電子調達システムから入手すること。これによりがたい場合は、⑴2）の場所で交付を行う。なお、送付を希望する場合は、送付先、会社名、担当者名、電話番号等を明記の上、ファクシミリにより申し出ること。ただし、送付に要する費用は希望者の負担とする。

4　申請書等の提出場所等

⑴　電子調達システムによる申請書等の提出場所

電子調達システムのＵＲＬ
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/

⑵　紙入札方式による申請書等の提出場所及び問い合わせ先　3⑴2）に同じ。

⑶　電子調達システム又は紙入札方式による申請書等の提出期限　平成30年5月14日16時00分

⑷　申請書等の提出方法　電子調達システム、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着。）にて提出すること。

5　入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムによる入札書の提出場所　4⑴に同じ。

⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　3⑴2）に同じ。

⑶　電子調達システム又は紙入札方式による入札書の提出期限　平成30年6月14日16時00分

⑷　入札書の提出方法　電子調達システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

⑸　開札の日時及び場所　平成30年6月15日10時00分　東北地方整備局入札室

6　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

1）電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を、4⑶の提出期限までに、4⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。

2）紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を、4⑶の提出期限までに、3⑴2）に示す場所に提出しなければならない。

また、1）、2）いずれの場合も、5⑶の入札書の提出期限までの間において、支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。